

+

令和5年 第5回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第5回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年5月24日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和5年5月24日 午前9時28分				
	閉会	令和5年5月24日 午前10時35分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 14 番	山下 昭一		席番 15 番	永屋 哲郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地係長	鈴木		主幹兼農地係長	竹之内	
	主幹兼農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第28号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第31号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第32号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第5回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番14番、山下昭一委員と席番15番、永屋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>2月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんについて報告します。申出のあった土地周辺の農地所有者や耕作者など数名の方にあっせん活動を行っていますが、金額の折り合いが付かず、良い返事も返ってきませんので、引き続きあっせん活動を続けていきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、上野委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>昨年12月に依頼のあった〇〇さん申出分については、ほ場の形状も悪く、金額的にも折り合いが付きそうにありません。本人も納得されていることから、打ち切りでお願いいたします。〇〇さんの2件目の申出分については、具体的な金額を出した交渉も難航している状況ではありますが、まとまる可能性もあるため、継続ということをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労様でした。ただいま上野委員から〇〇さんの12月依頼分について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、12月に依頼のあった〇〇さん申出分については、報告どおり打ち切りといたします。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告を2件まとめてお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さんと、〇〇さんの申出分については、あっせんが成立しましたので、来月には報告したいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、脇田廣昭委員の報告を2件まとめてお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>先月の総会で、〇〇さん分1筆、〇〇さん分2筆中の1筆について成立するのではないかという報告をしたところでしたが、金銭面で差異が生じたため、現在活動を継続しているところです。また、〇〇さんの1筆につきましても条件は厳しいですが、継続したいと思っております。</p>
議長 委員	萩迫 山迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、山迫委員の報告をお願いします。</p> <p>〇〇さん申出分については、あっせん活動をしてまいりましたが、何とか話がまとまりそうでございます。来月の総会で報告できると思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。5月2日、事務局での事務打合せ、5月12日、第5回定例総会に係る議案打合</p>

事務局 竹之内	<p>せを行いました。5月17日、鹿児島市で開催されました市町村農業委員会会長・事務局長等会議に出席いたしました。</p> <p>次に日程第4、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。まずは、5ページ、番号29番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請の番号29番についてご説明申し上げます。譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん89歳で、譲受人は宮崎県都城市志比田町にお住まいの〇〇さん58歳です。申請地は記載されているとおりでございますが、畑が1筆と田が2筆で合計1,319㎡です。〇〇さんは確認したところ、認定農業者ではありませんが、親子間の贈与、受贈のため本日はお呼びしていません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、松山町新橋の狩川公民館から市道中山・豊留線を西へ180m進み左折し、市道狩川坂本線を350m進んだ右側に1筆、そこから右折し、市道表・大谷芝本線を260m進んだ右側に1筆、そこから右折し、農道を180m進んだ右側に1筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地の畑には栗が植栽されているため、そのまま育成し、田には水稻を作付けするとのことです。通作距離は、自宅から車で30分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号29番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 委員 議長 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。次に、番号30番を審議いたします。同じく事務局の説明を求めまます。</p>
事務局 桑水	<p>それでは、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請の番号30番についてご説明申し上げます。議案書は5ページです。譲渡人は志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん88歳で、譲受人は志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さん68歳です。譲受人が今回の申請地を取得した場合、取得後の経営面積が30aを下回るため事務局で調査をいたしました。</p> <p>申請地は記載されているとおりでございますが、畑が1筆で面積は1,011㎡です。申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。今回の申請地の場所でございますが、尚志館高校のグラウンドより市道高尾4号線を西へ約350m進んだところを、南へ</p>

曲がり約50m進んだところの右側の畑となります。譲受人宅からは、車で約15分のところにあります。〇〇さんは、現在の経営面積が15aで、今回の申請地を含めた場合の経営面積は25aになります。

〇〇さんの農業経営につきましては総会資料4ページの営農計画書のとおりでございますが、島ラッキョウ、玉ねぎ、じゃがいも、ニンジンを栽培されており、島ラッキョウはふるさと納税の返礼品に、玉ねぎ等は有明町押切で経営されているカレーショップの食材として利用しているとのことでした。調査の際、確認した自作地は島ラッキョウの収穫が終わっており、玉ねぎが作付けされておりました。また、農業機械はトラクター2台、管理機、動墳、ミニバックホー、軽トラック、2トンダンプを各1台ずつ保有しています。申請地は、3筆の畑が1枚になっていたため譲受人に確認したところ、許可受領後測量し、境界を確定させてからニンジンとじゃがいもを作付けする予定とのことでした。

以上のことにより農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。

以上で番号30番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 萩迫
会場 委員
議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
(会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。

会場 委員
議長 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めまます。次に、番号31番を審議いたします。橋口委員の報告をお願いいたします。

委員 橋口

会長より依頼のありました番号31を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。

申請地の場所ですが、申請地は安楽小学校から市道安楽線を南へ800m進み、安楽消防団詰所の手前を右折、約130m進んでさらに右折、約30m進んだ右側にあります。譲受人宅からは、車で5分のところにあります。〇〇さんは両親と3人で、ピーマンを主に栽培しており、申請地にはソバを作付けする予定とのことでした。農機具につきましては、トラクター、管理機、堆肥散布機、動噴等を保有しています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひします。

議長 萩迫
会場 委員
議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
(会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、6ページ、番号32番を審議いたします。宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号32を報告いたします。譲渡人は志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん76歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん62歳です。贈与と受贈の関係になっております。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、伊崎田にあるコンビニセブンイレブンから市役所明庁舎方向へ600mほど進むと右側に有明塗装店があります。そこを西に400m進むと右側に機械倉庫があり、倉庫の隣を北へ200m進んだところにあります。自宅から5分ほどのところにあります。〇〇さんは奥さんと従業員3人でお茶を栽培されており、これからお茶を栽培されていくとのこと。また、トラクター4台、摘採機8台、その他に防除機等を保有されています。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあり、畑の集約化を図るために山林と山林を交換後、山林を開墾し、お茶を植えられたということです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号33番を審議いたします。上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号33を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市荒田にお住まいの有限会社〇〇清算人、〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、通山校区の肆部合公民館を通山方面に90m行った肆部合交差点を右折、蓬原方面へ約500m行った田尾橋を渡り左折し、200m進んだ右側にあります。譲受人宅からは、2.7kmのところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、1人で主に水稻を作付けされております。申請地は高速道路の残地で、牧草を作付けする予定とのこと。トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、2tトラック、4tトラック、軽トラックを各1台保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号34番を審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号34をご報告いたします。譲渡人は、鹿児島市荒田にお住まいの有限会社〇〇清算人、〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、贈与、受贈による所有権移転です。</p> <p>申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、先ほどの上野委員の報告がありました場所からさらに100m進んだところを右折し、100m進んだ右側にあります。譲受人宅からは、6.8kmのところにあります。</p> <p>〇〇さんは配偶者と13haの茶園を経営される茶業専業農家で、申請地には茶を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、摘採機2台、2t、4t、軽トラック各1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 会場	萩迫 委員	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、7ページ、番号35番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号35を報告いたします。譲渡人は、鹿屋市西原にお住まいの〇〇さん42歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役、〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、尚志館高校前から宇都鼻に行く市道一丁田・宇都鼻線を宇都鼻方面へ進み、宇都中学校前の信号機の手前約880mの筋を右折し、茶園を右に見ながら115mほど北へ進んだ左側が山ノ前の田になります。花立の田は、市道一丁田・宇都鼻線を右折した地点から東側へ50mほど行った四差路を南側へ進んだ右側2筆目にあります。田尾橋付近に譲受人である法人の事務所から4、5分のところにあります。</p> <p>株式会社〇〇は、子供を含む家族7人で早期水稻を主に栽培しており、水稻収穫後にそば、ニンジンなどを作付けされております。申請地には早期水稻が植えられておりました。トラクター9台、田植機2台、コンバイン3台などを保有しております。米、そば、ニンジンなどを作付けされ、水田をフル活用されている大規模な農業法人でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号36番を審議いたします。脇田廣昭委員の 報告をお願いいたします。
委員	脇田廣昭	会長より依頼のありました番号36を報告いたします。譲渡人は、志布志市 松山町新橋にお住まいの〇〇さん81歳で、譲受人は、同じく松山町新橋にお 住まいの〇〇さん59歳です。 申請地及び申請事由は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、 市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面へ700mほど進んだ市 道仮屋・大谷線へ左折し、仮屋地区方面へ1.4kmほど進んだ右側に位置しま す。譲受人宅からは、徒歩で1分のところにあります。 〇〇さんは、母親と2人で甘藷を主に栽培されており、申請地にも甘藷を 作付けするとのこと。また、トラクター1台、軽トラック1台を保有され ています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適 格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審 議方、よろしくお祈りいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号37番を審議いたします。隈元委員の報告 をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号37を報告いたします。譲渡人は、志布志市 松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、73歳です。譲受人は、同じく松山町尾 野見にお住まいの〇〇さん、32歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道110号 塗木大隅線沿いの津曲精米所から田之浦方面に50m進み右折し、市道稲ヶ 迫・大野線を650m進み左折し、500m進んだ右側です。譲受人宅からは、5 分のところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、両親と3人で生産牛45頭を飼育し、申請地 には飼料を作付けする予定とのこと。また、トラクター3台、車3台、 飼料作に必要な機械はすべて保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適 格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審 議方、よろしくお祈りいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について 原案のとおり決定いたしました。
委員	宮脇茂樹	次に、日程第5、議案第28号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見 についてを議題といたします。 はじめに、9ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された宮脇 茂樹委員の報告をお願いいたします。 議案第28号、番号8について報告いたします。総会資料は6ページから9 ページになります。調査日は5月8日、調査委員は吉野委員、山下委員と私、 宮脇で事務局より2人、農政畜産課より3名の同行がありました。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、 同じく有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、立会人は〇〇さん本人でし た。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、有明郵便局から県道523号志布志有明線 を東へ600mほど進み信号を右折、市道早馬・風八重線を1.1kmほど進んだ右 側に位置します。用途区分変更の目的は、作業場、倉庫、駐車場です。申請 地の農地区分は、農用区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用 途に供する場合は、転用も可能です。 以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用して も問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお 願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めること に、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号9番を審議いたします。現地を調査され た山下直樹委員の報告をお願いいたします。
委員	山下直樹	議案第28号、番号9について報告します。調査日は5月8日、調査委員は 吉野委員、宮脇委員と私、山下で事務局から2名、農政畜産課から3名の同 行がありました。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん です。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、 〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、有明町伊崎田の外山木材株式会社志布志 工場から県道63号志布志福山線を有明方面に70m進み右折し、市道リクルー

		<p>ト線を250m進んだ左側に位置します。除外の目的は農家住宅です。</p> <p>申請地の農地区分ですが、現地調査に同行した農政畜産課の担当から農用地からの除外の見込みはないとの説明がありました。そのため、申請地の農地区分は農用区域内農地となり、農地転用が許可できる要件は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農地利用計画において指定された用途に供する場合です。指定された用途とは農業用施設であり、農家住宅は指定された用途に該当しません。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用の許可要件を満たさないため、農用地からの除外は困難ではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	吉野	意見ではありませんが。
議長	萩迫	ここで、協議会に切り替えます。
会場	協議会	(会場 協議会)
議長	萩迫	総会に返します。他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。農用区域からの除外につきましては、認められないとすることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号10番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>議案第28号、番号10について報告いたします。調査日は5月8日、調査委員は吉野委員、山下委員と私、宮脇で事務局より2人、農政畜産課より3名の同行がありました。譲渡人は、曾於市大隅町月野の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。譲受人は、曾於市末吉町二之方の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、松山町新橋の川路地区集会施設から市道仮屋・大谷線を西へ350m進み右折し、市道中西・香ノ田線を60m進み左折し、農道を760m進んだ左側に1筆、さらに200m進んだ左側にもう1筆が位置します。用途区分の変更の目的は、堆肥舎と駐車場です。</p> <p>申請地の農地区分は農用区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合、転用も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第28号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、8番、10番については計画変更を認め、9番については計画変更を認めないよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>11ページ、番号5番を審議いたします。番号5番は、令和5年4月定例総会の議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号7番で審議されましたところの4条申請でございます。</p> <p>これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号6番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>議案第29号、番号6について報告いたします。調査日は5月8日、調査委員は宮脇茂樹委員、山下委員と私、吉野です。総会資料は16ページから18ページになります。申請人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明郵便局前の県道523号志布志有明線を志布志方面へ600m進んだ信号機を右折、180mほど行った先を右折し、農道を120mほど進んだ左側に3筆全てが位置します。転用目的は、貸家3棟の建設です。排水は、農業集落排水に接続することです。この土地の南側には、〇〇建設で建売住宅3棟を建設されております。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請につい</p>

<p>委員 福岡 剛</p>	<p>てを議題とします。</p> <p>はじめに、13ページ、番号23番を審議いたします。現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第30号、番号23について報告いたします。総会資料は19ページから21ページです。調査日は5月8日、調査委員は立山委員、坪田委員と私、福岡です。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。立会人は、譲受人の配偶者、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、安楽郵便局から約350m南へ進んだ先を右折、松崎農機商会前の交差点を右折して30m進んだ右側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は、市道沿いの既存側溝へ放流します。また、雨水は自然流下します。その他、隣接地については3条で取得し、境界は土波を設置する計画です。</p> <p>申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号24番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 立山</p>	<p>議案第30号、番号24について報告いたします。調査日は5月8日、調査委員は福岡委員、坪田委員と私、立山です。譲渡人は、香川県丸亀市にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、立会人は専務の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市道昭和・弓場ヶ尾線を曾於地域公設地方卸売市場から北方向へ約1km進んだ右側にある志布志町土地改良区事務所跡手前を右折し、市道北又線を南方向へ約300m進むと右側に賃貸住宅がありますが、その手前の右側に位置するところですが、転用目的は建売住宅です。排水は、市道沿いに立地しているため、浄化槽で処理し、市道側溝へ放流します。雨水についても同様です。その他、譲受人については、これまでも転用許可計画の変更が生じる案件が多く、今回の転用申請についてもそのようなことがないよう立会人に対し、指導等を行いました。</p> <p>申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため第1種農地に該当</p>

		<p>します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第31号、非農地証明願の承認についてを議題とします。はじめに、15ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された坪田委員の報告をお願ひいたします。
委員	坪田	<p>議案第31号、番号7について報告いたします。調査日は5月8日、調査委員は立山委員、福岡委員と私、坪田です。申請人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、国道220号線の香月小学校前交差点から水ヶ迫方向へ150m進んだ左側の住宅地内に位置します。申請地は相続により取得したもので、72㎡の畑については昭和48年頃車庫を建築しました。また、もう1筆については、鉄道の水路用地であり、畑で利用したことはありませんでした。宅地の状態になって少なくとも50年以上が経過しており、農地への復旧は困難な状況であります。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。同じく、現地を調査された坪田委員の報告をお願ひいたします。
委員	坪田	<p>議案第31号、番号8について報告いたします。調査日は5月8日、調査委員は立山委員、福岡委員と私、坪田です。申請人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、海老原皮膚科前を北大原方向へ110m進</p>

		<p>み右折し、市道廿割線を130mほど進んだ右側に位置します。申請地については、令和元年に願出人が相続により取得した以前より、耕作が放棄され20年以上が経過し、現在は原野化しているため、農地に戻る見込みが全くありません。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第31号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第32号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	<p>議案第32号、農用地利用集積計画決定について農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分についてご説明いたします。議案書17ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は令和5年5月31日で、面積は、田が1,129㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書18ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、18ページ、番号10番と17ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	<p>議案第32号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸についてご説明申し上げます。議案書は19ページから59ページとなっております。まずは、議案書19ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。</p> <p>公告日は令和5年5月31日で、始期は令和5年6月1日となります。設定期間が1年9か月から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっ</p>

		<p>ております。利用権の設定面積は、田が7万4,760㎡、畑が9万9,170㎡、樹園地が4万7,791㎡で合計しますと22万1,721㎡となり、うち更新分は9万6,733㎡となっております。利用権の設定をする者の数が80名で、利用権の設定を受けようとする者の数が28名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より52名少ないのは受け手、貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、20ページから51ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書52ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年5月31日で、始期が令和5年6月1日であります。設定期間は1年9か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が1万7,435㎡、畑が4万4,617㎡、樹園地が2,839㎡で、合計しますと6万4,891㎡となります。利用権の転貸をするものは公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は、10名であります。詳細につきましては、53ページから59ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で議案第32号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。20ページ、番号1番から、51ページ、番号87番までと、19ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。53ページ、番号1番から、59ページ、番号18番までと、52ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第32号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい</p>

		<p>て、ご説明いたします。議案書61ページをお開きください。</p> <p>番号13の申出者は、志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、平川委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員